

2018年度 IFA 第9回茨城0-50 サッカーリーグ 運営要項

第1条 この運営要綱は平成30年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のリーグ運営について定めたものである。

第2条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ運営責任者（シニア委員長）
2. リーグ運営委員（各チームより1名選出する。）

第3条 業務分担

リーグ運営委員会は、リーグ戦実施に係る取りまとめ、試合結果のとりまとめ、記録の作成・報告及びリーグ運営要綱の改正等の業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

第4条 会議

1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。
2. リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し意義がある場合は、シニア委員会に審議を要請することができる。この場合、シニア委員会の決定事項に従わなければならない。

第5条 参加チームと参加資格

1. 参加チームは（公財）日本サッカー協会にシニア登録した茨城県のチームにより構成する。
2. 選手は、前項のチームに所属し、次の参加資格を有することとする。なお、リーグの構成及び参加資格は次のとおりとする。

リーグの構成及び参加資格

リーグ構成	参加資格
0-50 リーグ	1969年（昭和44年）4月1日以前生まれの2018年度（公財）日本サッカー協会への選手登録が完了しているものに限る。

第6条 新規加盟

リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、年度途中からの参加は認めない。

第7条 組み合わせ及び日程

1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
2. リーグ日程は、原則4月から10月中旬迄に全日程を終了させる。

第8条 リーグ戦方式

リーグ戦の方式については、次のとおりとする。

- ・ 前期、後期総当たり1回戦を行う。
- ・ 試合時間は50分（25分ハーフ）、ハーフタイムのインターバルは5分とする。
- ・ 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた、2018第9回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙に記載されている選手とする。

第9条 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。

- ・ 勝利チーム：3点
- ・ 引き分け：1点
- ・ 敗戦チーム：0点

なお、チームが前日までに棄権した場合は、0-6で敗戦処理するものとする。なお、試合途中において、選手の負傷等により7名未満となり、試合が成立できなくなった場合は、その時点の得失点差又は0-6のいずれか大きい方とする。

第10条 試合球

1. 試合球は（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会で準備する。
2. 0-40の試合球は、モルテン社製「ヴァンタジオ 5000」とする。
3. 0-50の試合球は、モルテン社製「ヴァンタジオ 3050」とする。

第11条 眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第12条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始30分前に2018第9回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙3部及び選手証をリーグ運営本部員に提出する。なお、選手証とは、日本サッカー協会協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧表を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。
2. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。

第13条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の1試合を出場停止とする。それ以降の処置については、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で決定する。
2. 未登録選手及び他チームの登録選手を試合起用した場合は、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で処分を決定する。
3. 累積警告が3回となった選手は、次の1試合に出場できない。

第14条 順位の決定

リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) 当該チーム対戦成績で勝利したチームが上位
- 2) ゴールディファレンス（総得点－総失点）が多いチーム
- 3) 全試合の総得点
- 4) 前項によりなお同一は、シニア委員会で抽選により決定する。

第15条 義務

リーグ戦の結果により、各リーグ戦の優勝チームは関東シニアサッカー選手権大会に出場する義務を負う。

第16条 表彰

1. リーグ戦の成績に基づき（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。

・1位チーム	賞状及び盾
・2位チーム	賞状
・3位チーム	賞状
2. 優秀選手
リーグ戦の1位チームの中で最も活躍した選手1名には、（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より賞状、盾を授与する。
3. 得点王
各リーグ戦において最も得点した選手に、賞状、メダルを授与する。

第17条 罰則

1. 以下の事項に該当する行為が発生した場合は、リーグ運営委員会は、処分を決定する。
 - 1) 試合の当日棄権
 - 2) チーム審判員の不履行及び遅刻

第18条 リーグ運営委員

1. リーグ運営委員は、次の事項を行なう。
 - ・試合会場の準備
 - ・試合の記録（対戦結果及び警告、退場選手名及びそれぞれの理由、得点者等）
 - ・後片付け

第19条 補則

1. 審判員の養成
チームは、3名以上の有資格審判員を帯同させることができるよう努力すること。また、リーグ戦における審判員の判定によるトラブルを少なくするため、チームは有資格審判員の育成を積極的に行うこと。
2. GKの不測の交替時の対応（ユニフォームの取り扱いについて）
GKが反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手にGKがない場合、登録の選手に限りGKとしてプレーすることが出来る。この場合、それまでのGKのユニフォームを使用することが出来る。
3. トラブル及び運営面での疑問点
リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者へ問い合わせをすること。
4. 試合の棄権について
棄権試合を繰り返し行なったチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。

（付 則）

1. この要項は、平成30年4月1日より施行する。
2. 平成30年6月3日改正